

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 この章は、平成16年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成17年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目					調 査 方 法
		人 員	取 得 財 産 価 額	税 額 控 除	納 付 税 額	加 算 税	
6 - 1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 贈与税課税状況の累年比較図 (4) 加算税の状況 (5) 申告及び処理の状況 (6) 税務署別課税状況(人員)	申告及び処理の合計 " 申告及び処理の合計 処 理 申告及び処理の区分 申告及び処理の合計						全 数 調 査
6 - 2 贈与財産価額階級別 人員、財産価額及び税額	申告(修正申告を除く)						
6 - 3 贈与財産種類別 (1) 受贈人員、財産価額 (2) 贈与税の種類別取得財産価額(構成図)	申告(修正申告を除く) "						

3 用語の説明(平成16年分)

- (1) 住宅取得資金等の贈与..... 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納税猶予..... 贈与者の法定相続人であつた農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。
- (3) 配偶者控除..... 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
 なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (4) 基礎控除..... 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (5) 相続時精算課税に係る..... 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円(前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額)と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。
- (6) 相続時精算課税に係る..... 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅資金特別控除額(限度額1,000万円又は、前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1,000万円から既に使用した額を控除した金額)と贈与を受けた住宅取得等資金の金額とのいずれか低い金額が控除される。

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分		合 計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)	7,305	23,331,570	2,167	28,249,091	実 9,409	51,580,661
配偶者控除額	482	5,941,695	-	-	482	5,941,695
基礎、特別控除額	7,305	8,035,500	2,161	26,498,868	9,466	34,534,368
基礎、特別控除後の課税価格	6,841	9,783,152	75	1,812,379	実 6,914	11,595,531
贈与税額	6,298	1,311,100	73	359,364	実 6,369	1,670,464
外国税額控除	1	26	-	-	実 1	26
外国税額控除後の額	6,297	1,311,074	73	359,364	実 6,368	1,670,438
納税猶予額	-	-	-	-	実 4	11,162
納付税額	-	-	-	-	実 6,364	1,659,276
災害減税法による免除税額	-	-	-	-	-	-
住宅取得資金の贈与額	634	3,410,658	751	10,116,737	1,367	13,527,395

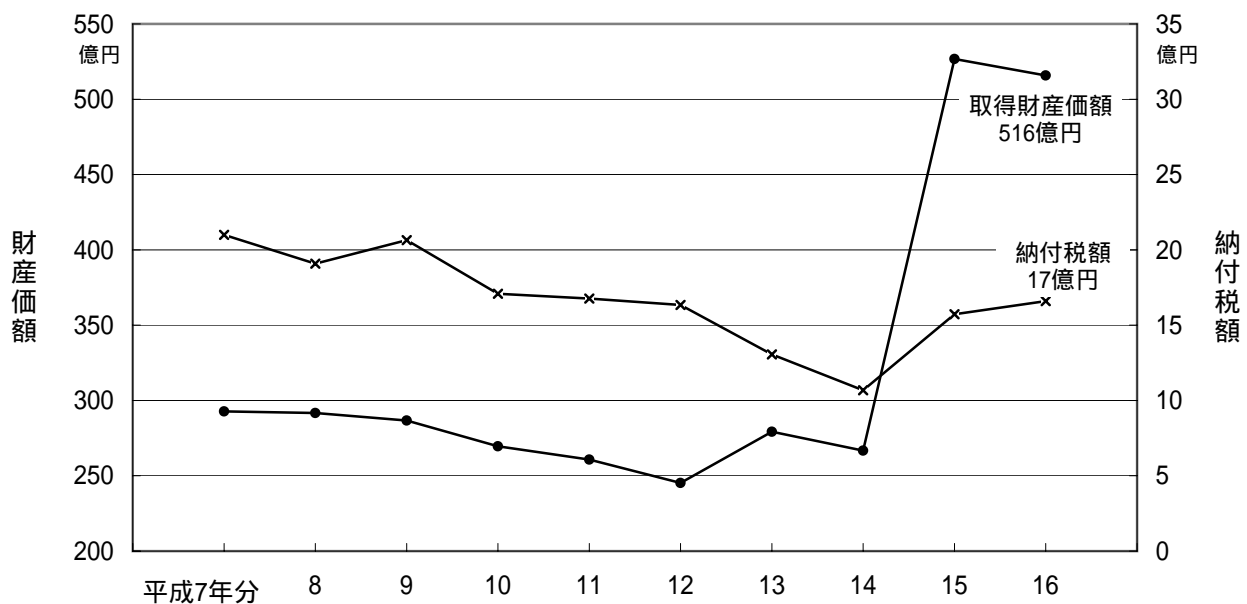
調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
平成7年分	10,842	29,271,376	2,099,844
“ 8 “	10,801	29,170,273	1,908,651
“ 9 “	10,269	28,674,880	2,064,991
“ 10 “	10,137	26,957,194	1,708,198
“ 11 “	10,100	26,073,152	1,676,306
“ 12 “	9,255	24,530,316	1,634,019
“ 13 “	8,259	27,926,191	1,305,988
“ 14 “	8,065	26,668,276	1,067,564
“ 15 “	9,441	52,671,671	1,572,238
“ 16 “	9,409	51,580,661	1,659,276

(3) 贈与税課税状況の累年比較図



(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	15	261	61	1,697	-	-
過 年 分	15	1,824	173	17,912	-	-
合 計	30	2,085	234	19,608	-	-

調査対象等：「本年分」は、平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成15年以前に贈与を受けた者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(5) 申告及び処理の状況

区 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額		
	人 員	金 額	人 員	金 額	
本 年 分	申 告 額	9,414	51,693,691	6,359	1,655,338
	修正申告による増差額	31	25,886	38	8,931
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	16	138,916	7	4,993
	決 定 額	-	-	-	-
	実	9,409	51,580,661	実	6,364
過 年 分	申 告 額	296	1,133,175	257	148,202
	修正申告による増差額	42	88,529	40	21,872
	更正による増差額	1	56,856	1	36,617
	更正等による減差額	17	62,547	18	17,955
	決 定 額	5	13,125	5	762
	実	332	1,229,137	実	286
合 計	申 告 額	9,710	52,826,866	6,616	1,803,540
	修正申告による増差額	73	114,415	78	30,803
	更正による増差額	1	56,856	1	36,617
	更正等による減差額	33	201,463	25	22,948
	決 定 額	5	13,125	5	762
	実	9,741	52,809,798	実	6,650

調査対象等：「6-1(4) 加算税の状況」参照

(注)：「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(6) 税務署別課税状況(人員)

区 分	人 員 (取得財産価額)
総 計	9,409
富 山 県	2,943
石 川 県	3,866
福 井 県	2,600
富 山 県	1,294
富 高 岡	887
魚 津	472
砺 波	290
石 川 県	2,182
金 沢	266
七 尾	765
小 松	164
輪 島	489
福 井 県	1,336
福 井	179
敦 賀	473
武 生	92
小 浜	135
大 野	135
三 国	385

調査対象等：「6-1(1) 課税状況」参照

6 - 2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額及び税額

区 分	暦 年 課 税 分			相 続 時 精 算 課 税 分		
	人 員	取得財産価額	納 付 税 額	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
合 計	7,305	23,376,075	1,312,554	2,170	28,317,615	357,889
150万円 以下	3,282	3,962,063	35,978	29	33,662	218
150万円 超	905	1,625,431	60,911	32	57,272	-
200万円 "	1,650	4,703,904	265,664	181	565,638	80
400万円 "	888	4,607,124	223,309	357	1,962,134	-
700万円 "	195	1,652,105	156,079	479	4,365,233	4,021
1,000万円 "	301	4,397,960	184,324	753	11,064,447	2,945
2,000万円 "	79	1,715,702	44,397	270	6,586,193	14,074
3,000万円 "	-	-	-	58	2,062,332	51,392
5,000万円 "	5	711,786	341,893	11	1,620,705	285,160

区 分	合 計		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
合 計	9,414	51,693,691	1,655,338
150万円 以下	3,282	3,967,490	36,042
150万円 超	931	1,672,304	60,544
200万円 "	1,820	5,234,229	264,843
400万円 "	1,223	6,459,856	219,877
700万円 "	672	5,987,381	156,649
1,000万円 "	1,060	15,563,581	186,045
2,000万円 "	350	8,325,207	54,274
3,000万円 "	60	2,151,153	53,954
5,000万円 "	16	2,332,490	623,110

調査対象等：平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

6 - 3 贈与財産種類別

(1) 受贈人員、財産価額

財産の種類	暦年課税分		相続時精算課税分		
	人員	取得財産価額 千円	人員	取得財産価額 千円	
土地	田(耕作権及び永小作権を含む)	263	791,177	103	934,286
	畑(耕作権及び永小作権を含む)	52	72,553	25	114,814
	宅地(借地権を含む)	1,591	7,307,912	849	8,552,023
	山林	58	46,430	36	50,231
	その他の土地	64	113,587	32	235,777
小計	実 1,932	8,331,658	実 950	9,887,132	
家屋、構築物	717	1,779,866	440	1,290,532	
事業(農業)用財産	機械器具、農機具、じゅう器、備品	-	-	1	6,766
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2	5,018	2	13,759
	売掛金	-	-	2	2,233
	その他の財産	9	10,260	3	75,000
小計	実 11	15,278	実 6	97,758	
有価証券	株式及び出資	1,550	4,259,328	58	2,003,197
	公債及び社債	11	14,124	-	-
	投資・貸付信託受益証券	1	2,159	1	3,000
小計	実 1,559	4,275,610	実 59	2,006,197	
現金、預貯金等	3,291	8,189,843	1,126	14,819,783	
家庭用財産		2	700	1	500
	その他の財産	57	180,928	7	48,028
その他の財産	生命保険金	2	196	1	159
	立木の他	346	601,995	14	167,526
	小計	実 405	783,120	実 22	215,713
合計	実 7,305	23,376,075	実 2,170	28,317,615	

調査対象等：「6-2 人員、財産価額及び税額」参照

(注)：「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 贈与税の種類別取得財産価額(構成図)

